

裾切り方式の内容の見直しに関する検討事項及び対応について

第 1 回専門委員会において示した裾切り方式の内容の見直しに当たっての検討事項等について、これまでの 2 回にわたる議論を踏まえ、その対応に関して、以下のとおり整理を行った。

RPS 法の履行義務について

入札参加資格を付与する条件としている前年度「RPS 法第 8 条第 1 項の勧告を受けていない事業者」については、RPS 法の廃止に伴い削除することが適当である

二酸化炭素排出係数について

東日本大震災の発生以降二酸化炭素排出係数が悪化しているという現状はあるが、現段階において、温室効果ガス排出削減の観点から、その位置づけを大きく変更する必要性まではない

引き続き二酸化炭素排出係数を裾切りの最も重要な要素の一つとして、二酸化炭素排出係数を位置づけることが適当である

環境への負荷の低減に関する取組について

未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの活用状況については、事業者間において取組状況に大きな差異がみられ、事業者の環境負荷低減に向けた取組を積極的に評価する観点から、適切な役割を果たす指標である

引き続き未利用エネルギーの活用状況を裾切りの要素として設定することが適当である

再生可能エネルギーの導入状況（新エネルギーの活用状況）

「革新的エネルギー・環境戦略」に基づく再生可能エネルギーの大量導入、グリーンエネルギー革命の推進のためには、あらゆる政策の総動員が不可欠であり、環境配慮契約法においてもその役割の一端を担う必要がある

電気事業者が再生可能エネルギー電源の調達を促進するためのインセンティブとして、また、自ら再生可能エネルギーの利用を推進する事業者の取組を評価するため、再生可能エネルギーの導入状況を、これまでの新エネルギーの導入状況

に替えて裾切り方式の評価要素として設定することが適当である
評価の対象となる再生可能エネルギー電気の利用量から固定価格買取制度の対象となる電気を除く（電源については固定価格買取制度と整合を図る）

裾切り方式のオプションについて

グリーン電力証書

裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を評価して、加点することを可能としているところ
入札参加の間口を拡げる観点からも、引き続き裾切り方式のオプションとして位置づけることが適当である

需要家への情報提供

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組（使用電力量の表示・提供、電力デマンド監視等）について、需要家の省エネルギーの促進の観点から、裾切り方式のオプションとして評価することが適当である
入札実施主体の判断により、必須項目に加えることも可能である

放射性物質による環境汚染の防止について

環境法体系の下で放射性物質による環境汚染の防止のための措置が位置づけられたところ
今後、環境基本法の法体系下にある大気汚染防止法や水質汚濁防止法、土壌汚染対策法などの個別法において放射性物質による環境汚染の防止のための措置に関する検討が行われることが想定される
環境配慮契約法における放射性物質による環境汚染等の考慮のあり方に関する検討は、これら個別法の検討状況を踏まえ、必要に応じ実施することが適当であり、本年度は具体的な検討を行わないものとする

その他留意点について

本年7月に「電力システム改革の基本方針」がとりまとめられたところ
同方針においては、小売全面自由化等の需要サイドの改革、発電全面自由化等の供給サイドの改革、発送電部門の広域性・中立性の確保等発送電部門の改革に向けた検討を進めることとなっており、今後、電力システムの制度改革に係る議論について十分留意する必要がある
東日本大震災以降、電力の需給逼迫を背景として、入札参加者が減少している状況を踏まえ、当面の間、適正な競争環境の確保に特に配慮する必要がある